

令和7年度過重労働解消キャンペーンの概要

山形労働局

1 実施期間

令和7年11月1日（土）から11月30日（日）までの1か月間

2 具体的な取組

（1）労使の主体的な取組を促します

キャンペーンの実施に先立ち、山形労働局長が、使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発の協力要請を行い、労使の主体的な取組を促します。また、自社の働き方改革等により、下請等中小事業者には「しわ寄せ」が生じることのないよう傘下団体・企業等への周知啓発を要請します。

◎日本労働組合総連合会山形県連合会

要請日時： 令和7年10月31日（金） 13時30分～

場 所： 山形市木の実町12-37 大手門パルズ内

◎一般社団法人山形県経営者協会

要請日時： 令和7年10月31日（金） 15時30分～

場 所： 山形市香澄町3-2-1 山交ビル8階

※ このほか約150の団体について、要請書を郵送しています。

（2）労働局長によるベストプラクティス企業との意見交換を実施します

山形労働局長が長時間労働削減に向けた積極的な取組を行っている「ベストプラクティス企業」へ訪問し、取組事例についてホームページなどを通じて紹介します。

（3）過重労働が行われている事業場などへの重点監督を実施します

ア 監督の対象とする事業場等

以下の事業場等に対して、重点監督を実施します。

- ① 長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場や各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場等
- ② 労働基準監督署及びハローワークに寄せられた相談等から、離職率が極端に高いなどの問題があると考えられる事業場等

イ 重点的に確認する事項

- ① 時間外・休日労働が、「時間外・休日労働に関する協定届」（いわゆる36協定）の範囲内であるか等について確認し、法違反が認められた場合は是正指導します。
- ② 賃金不払残業が行われていないかについて確認し、法違反が認められた場合は是正指導します。
- ③ 不適切な労働時間管理については、労働時間を適正に把握するよう指導します。
- ④ 長時間労働者に対しては、医師による面接指導等、健康確保措置が確実に講じられるよう指導します。

ウ 厳正な対応

重大・悪質な違反が確認された場合は、送検し、公表します。

※監督指導の結果、1年間に2回以上同一条項の違反については是正勧告を受けた事業場については、ハローワークにおいて、一定期間求人を受理しません。

また、職業紹介事業者や地方公共団体に対しても、ハローワークと同様の取組を行うようご協力をお願いしています。

(4) 相談や情報提供をお受けします

以下により相談や情報提供をお受けします。また、11月1日(土)から7日(金)を「過重労働相談受付集中期間」とし、過重労働に関する相談や労働基準関係法令違反が疑われる事業場の情報を集中的に受け付けます。

ア 山形労働局又は最寄りの労働基準監督署 (平日 8:30～17:15)

イ 労働条件相談ほっとライン【委託事業】

平日夜間・土日祝日に、労働条件に関して、無料で相談を受け付けています。

フリーダイヤル はい！ ろうどう

[フリーダイヤル] 0 1 2 0 - 8 1 1 - 6 1 0

[相談受付時間] 月～金 17:00～22:00、土日・祝日 9:00～21:00

[URL] <https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/lp/hotline/>

ウ 労働基準関係情報メール窓口

労働基準法等の問題がある事業場に関する情報をメールで受け付けています。

[URL] https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/mail_madoguchi.html

(5) 全国一斉「過重労働解消相談ダイヤル」を実施します

過重労働相談受付集中期間にフリーダイヤルによる全国一斉の「過重労働解消相談ダイヤル」を実施し、労働基準監督官が相談に対する助言等を行います。

[フリーダイヤル] 0 1 2 0 - ^{なくしましょう} 7 9 4 - ^{長い残業} 7 1 3

[実施日時] 令和7年11月1日(土) 9:00～17:00

(6) キャンペーンの趣旨などについて周知・啓発を実施します

使用者等へのリーフレットの配布、広報誌、ホームページの活用により、キャンペーンの趣旨などについて広く県民の皆様に周知を図ります。

(7) 過重労働解消のためのセミナーを開催します

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、10月から1月に、オンラインにより「過重労働解消のためのセミナー」(委託事業)を開催します。(無料でどなたでも参加できます。)

[URL] <https://shuugyou-seminar.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou/>